



## 厚生労働省栃木労働局 **Press Release**

平成 27 年 1 月 30 日

【照会先】

栃木労働局監督課

監督課長 西本 直哉

担当 五十嵐 理夫

(電話) 0 2 8 ( 6 3 4 ) 9 1 1 5

(FAX) 0 2 8 ( 6 3 2 ) 6 5 8 5

報道関係者 各位

### 「働き方改革」の要請を行います。

栃木労働局長（局長 堀江雅和）は、平成 27 年 1 月 20 日に局長を本部長として「栃木労働局 働き方改革推進本部」（以下、推進本部という。）を設置したところです。

推進本部は、所定外労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進、労働時間の設定の見直しや多様な正社員制度（※1）、テレワーク（※2）の普及など、雇用管理を見直す「働き方改革」の周知・啓発の労使の主体的な取組の実施について、栃木労働局長（推進本部長）、労働基準部長（副本部長）による要請を、栃木県経営者協会や連合栃木など栃木県内の労使 8 団体（別紙参照）に対し実施します。

取材を希望される方は、以下の連絡先に事前に必ずご連絡ください。

要請先団体へ直接連絡はご迷惑となりますので、ご遠慮願います。

連絡先 栃木労働局監督課 0 2 8 ( 6 3 4 ) 9 1 1 5 担当：五十嵐・大貫

（※1）多様な正社員制度とは、「正社員」と「非正規雇用労働者」の二極化を緩和し、労働者一人ひとりの仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）と、企業による優秀な人材の確保・定着を図るため、労使双方にとって望ましい多面的な働き方をいい、職務、勤務地、労働時間を限定した「多様な正社員」制度の実現が求められています。

（※2）テレワークとは、ITを活用して、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方をいいます。

# 要請先及びスケジュール

別紙

平成27年2月6日(金)

|               |  |                                   |
|---------------|--|-----------------------------------|
| 要請先<br>(要請場所) | 一般社団法人 栃木県経営者協会<br>北関東総合警備保障(株)<br>栃木県宇都宮市不動前1丁目3-14 | 平成27年2月6日(金) 午後1時30分<br>(注 会長事業場) |
| 要請先<br>(要請場所) | 栃木県労働基準協会連合会<br>同上<br>栃木県宇都宮市築瀬町1958-1 栃木県建設産業会館 4F  | 平成27年2月6日(金) 午後3時00分              |

平成27年2月10日(火)

|               |   |                       |
|---------------|---|-----------------------|
| 要請先<br>(要請場所) | 日本労働組合総連合会 栃木県連合会<br>同上<br>宇都宮市中戸祭8-1 宇都宮福祉センター | 平成27年2月10日(火) 午後1時30分 |
|---------------|---|-----------------------|

平成27年2月12日(木)

|               |  |                                       |
|---------------|--|---------------------------------------|
| 要請先<br>(要請場所) | 公益社団法人 栃木県経済同友会<br>同上<br>宇都宮市中央3-1-4 栃木県産業会館 8F        | 平成27年2月12日(木) 午後1時30分                 |
| 要請先<br>(要請場所) | 栃木県中小企業団体中央会<br>商工会連合会<br>宇都宮市中央3-1-4 栃木県産業会館 6F       | 平成27年2月12日(木) 午後2時00分<br>(注 3団体合同で対応) |
| 要請先<br>(要請場所) | 一般社団法人 栃木県商工会議所連合会<br>商工会連合会<br>宇都宮市中央3-1-4 栃木県産業会館 6F |                                       |
| 要請先<br>(要請場所) | 栃木県商工会連合会<br>商工会連合会<br>宇都宮市中央3-1-4 栃木県産業会館 6F          |                                       |
| 要請先<br>(要請場所) | 栃木県社会保険労務士会<br>同上<br>宇都宮市鶴田町3492-46                    | 平成27年2月12日(木) 午後4時00分                 |

## 栃木労働局働き方改革推進本部 設置要綱

## 1 目的

労働者の心身の健康確保、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）、女性の活躍推進等の観点から、法定労働条件の履行確保を前提とした上で、個々の企業において、労使の話し合いを通じて、所定外労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進、始業及び終業の時刻の設定の見直し、勤務地や勤務時間等を限定した多様な正社員制度、適正な労働条件の下でのテレワークの普及など長時間労働や転勤を一律の前提とする雇用管理を見直す「働き方改革」を進めていくことが求められている。

『日本再興戦略』改訂 2014（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）においても、「新たに講ずべき具体的施策」として「働き方改革の実現」が掲げられ、その具体策として「働き過ぎ防止のための取組強化」が明記されるなど、長時間労働対策の強化が政府としての喫緊かつ重要な課題となっている。

また、平成 26 年 11 月 28 日に施行された「まち・ひと・しごと創生法」（平成 26 年法律第 136 号）の基本理念として、「仕事と生活の調和を図ることができるよう環境の整備を図ること」、「地域の特性を生かした（中略）魅力ある就業の機会の創出を図ること」が掲げられており、働き方改革の実現に向けた取組はこれらにも資する。

こうしたことから、働き方改革の実現に向けた取組をさらに強化するため、企業トップへの働きかけや気運の醸成を図ることを目的とする。

## 2 設置

働き方改革の実現に向けた対策を推進するため、栃木労働局に、働き方改革推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

## 3 構成メンバー

本部長 栃木労働局長

副本部長 労働基準部長

本部員 栃木労働局長が指名した者をもって充てる。

（表 1 参照）

## 4 実施内容

- （1）働き方改革の促進のための取組方針の決定
- （2）働き方改革の促進のための団体・企業のトップへの働きかけ
- （3）働き方の見直しに向けた地域全体における気運の醸成
- （4）栃木県内の企業の好事例の収集、紹介等情報発信
- （5）その他働き方改革の促進のために必要な取組

## 5 会議

栃木労働局長は、必要に応じ会議を招集する。

## 6 庶務

本部の庶務は、労働基準部監督課において処理する。

(附則)

この要綱は、平成27年1月20日から施行する。

【表1】

栃木労働局働き方改革推進本部構成員

|      |       |               |
|------|-------|---------------|
| 本部長  | 栃木労働局 | 栃木労働局長        |
| 副本部長 | 栃木労働局 | 労働基準部長        |
| 構成員  | 栃木労働局 | 職業安定部長        |
| 〃    | 栃木労働局 | 雇用均等室長        |
| 〃    | 栃木労働局 | 監督課長          |
| 〃    | 栃木労働局 | 健康安全課長        |
| 〃    | 栃木労働局 | 企画室長          |
| 〃    | 栃木県   | 産業労働観光部労働政策課長 |
| 〃    | 宇都宮市  | 経済部商工振興課長     |

※役職指名とし、後任者が引き継ぐこととする。